

「精神科訪問看護」は 「医療保険」で訪問できます！

※特別な場合を除き、週3日まで利用できます（認知症を除く）



活気がない・・・ 日々沈んでいる・・・
食事もしっかりと食べているのかわからない・・・ など
ご家族で当てはまる方はいらっしゃいませんか？
もしかしたら、精神疾患かもしれません。

精神疾患の方は、早期発見や早期治療を行えば、普通の日常生活を送ることができる場合があります。「あれ？」と思う言動や行動が増えたら、精神科を掲げるクリニックや訪問看護ステーションへお気軽にご相談下さい。

介護保険の上限支給額一杯であっても、精神科訪問看護指示書で医療保険での訪問看護が可能となります。精神科の実務や研修を修了した看護師が訪問します。

～ 精神疾患を患っていると下記の症状がみられます ～

- 意欲や集中力の低下が目立ち、不安やいらいらの訴えが多い
- 部屋に引きこもってぼんやりしている
- 話にとままりがなく何を言っているのか分からない
- とつさに判断ができなくなった
- 喜怒哀楽の感情が乏しくなった
- 何に対しても関心がなくなった
- 眠れない、もしくは寝過ぎてしまう など

※医療保険の自己負担は年齢や所得により1～3割負担になります。

※ご利用者の状況に応じて、限度額認定証やその他の公費の利用も可能となります。

早期発見、治療が今後を左右します。お気軽にご相談ください！

【事業所番号：1560190744】【訪問看護 24 時間対応】

***** あいりす訪問看護ステーション *****

TEL:025-201-7268 FAX: 025-201-7287

営業時間：平日・祝日 8:30～17:30（休日：土日）〒951-8162 新潟市中央区関屋本村町 1-148-2